

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札者の決定及び契約締結は、当該業務に係る令和８年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和８年１月９日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 橋本 雅道

１．当該招請の主旨

本業務は、土木工事標準積算基準書（機械経費編）の改定を行うための調査検討及び資料作成、関東地方整備局が独自に設定する建設機械損料の算定に係る資料作成等を行うものである。

建設機械損料の算定には、建設機械の用途・特徴・機械などのほか、土木工事の施工方法に関する幅広い知識や経験を基に算定資料の妥当性を的確に判断する技術力が必要不可欠である。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、３．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、３．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して簡易公募型プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

２．業務概要

(1) 業 務 名 R 8 建設機械経費等調査検討業務

(2) 業務目的 土木工事標準積算基準書（機械経費編）の改定を行うための調査検討及び資料作成、関東地方整備局が独自に設定する建設機械損料の算定に係る資料作成等を行うものである

(3) 業務内容 ①計画準備 １式

②関東地方整備局運用管理損料の調査検討及び改定資料の作成 １式

③土木工事標準積算基準書（機械経費編）の改定案及び概要の作成 １式

④建設機械損料の新規設定資料の作成 １式

⑤報告書作成 １式

(4) 技術提案を求める特定テーマ

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

特定テーマ：新規損料算定において、建設機械等算定表の諸数値より適正に定める手法について

(5) 主たる部分

設計業務等共通仕様書第 1 1 2 8 条第 1 項に示すとおりとする。

(6) 業務量の目安

本業務の参考業務規模は 2, 6 0 0 万円程度（税込み）を想定している。

(7) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(8) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

・オンライン電子成果品 1 式

(9) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

令和 8 年 4 月（下旬）～令和 9 年 3 月 1 9 日

(10) 電子入札システム

本業務は、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

3. 参加者に求める応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者

1) 基本的要件

ア) 単体企業

a) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

b) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7. 8 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

c) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

d) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

e) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 b) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

イ) 設計共同体

上記 ア) に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 8 年 1 月 9 日付け関東地方整備局長）に示すところにより、関東地方整備局長から R 8 建設機械経費等調査検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けているものであること。

2) 資本関係又は人間関係

技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書（共通事項）参照）

(2) 業務実績に関する要件

同種又は類似業務の実績は以下のとおりとする。

- ・ 同種業務：工事の積算基準に関する業務
- ・ 類似業務：工事の積算又は建設機械に関する業務（同種業務を除く）

実績として挙げた業務の業務成績評定が業務説明書（共通事項）に記載された業務成績評定以上であること。

(3) 配置予定技術者に関する要件

管理（主任）技術者については、以下の 1）から 4）に示す条件を満たす者であることとする。

1) 以下のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者。

- ア) 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
- イ) 技術士（建設部門）
- ウ) R C C M
- エ) 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1 級）

2) 以下のいずれかの実績を有する者。

- ア) 同種又は類似業務は以下のとおりとする。
 - ・ 同種業務：工事の積算基準に関する業務
 - ・ 類似業務：工事の積算又は建設機械に関する業務（同種を除く）
- イ) 業務説明書（共通事項）によるマネジメントした実務経験における建設コンサルタント登録規程 (S52. 4. 15 付け建設省告示第 7 1 7 号) 第 3 条の一に該当する部門とは、「河川、砂防及び海岸・海洋部門 又は 道路部門 又は 鋼構造及びコンクリート部門 又は トンネル部門 又は 施工計画、施工設備積算部門」とする。

3) 手持ち業務量は、業務説明書（共通事項）による。

なお、履行期限が令和 8 年 3 月 3 1 日以前となっている業務は手持ち業務に含まない。

4) 平均技術者評定点は、業務説明書（共通事項）による。

4. 手続等

(1) 担当部局

① 契約関係

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1

さいたま新都心合同庁舎 2 号館 1 7 階

関東地方整備局総務部契約課購買第二係

電話：048-601-3151（内線 2539）

電子メール：ktr-kt2140f@gxb.mlit.go.jp

② 技術関係（特記仕様書等の照会先）

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館18階

関東地方整備局企画部技術管理課基準第三係

電話：048-600-1331

電子メール：ktr-gikan-kijyun-3-1@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 説明書を上記(1)②の担当部局で交付する。

交付期間は令和8年1月9日から令和8年1月27日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、9時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1)②に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

② 電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記(1)②に事前連絡を行うこと。

(3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和8年1月27日（火）15時00分

提出場所：上記(1)②に同じ。

提出方法：電子データにより提出すること。但し、持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）、託送又は電子メール（電子メールの場合は着信確認を行うこと。ただし、押印省略をしない場合は、電子メールによる提出はできないものとする。）（以下、郵送、託送又は電子メールを「郵送等」という。）により担当部局へ提出のこと。詳細は業務説明書による。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除。

(3) 契約書作成の要否 要。

本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(4) 関連業務を随意契約する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。

(6) 当該応募者に対して簡易公募型プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請

する際の提出予定期限

令和8年2月24日（火）15時00分

(7) 参加確認資格の認定

3. (1) 1) ア) b) に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も4. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合に、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

なお、3. (1) 1) イ) に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないものは、技術提案書の提出期限の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（令和6年5月9日付け国会公契第1号、国官技第46号、国営管第48号、国営計第13号、国営整第14号、国港総第27号、国港技第9号、国北予第2号）の7の設計共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、技術提案書の提出期限の日とする。

(8) その他 詳細は業務説明書（共通事項）及び業務説明書（個別）による。